

○一般財団法人茨城県教職員互助会定款

(昭和47年3月13日制定)

最終改正 平成25年 6月21日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人茨城県教職員互助会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所は、茨城県水戸市に置く。

(目的)

第3条 本会は、茨城県教育文化の振興発展と茨城県職員等の互助団体に関する条例により会員の相互共済及び福利増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術視察，講習会等の開催
- (2) 他の教育団体，文化団体等との連絡提携
- (3) 会員に対する医療補給金等の給付（事業の一部についてはその親族を対象とするものを含む）
- (4) 会員に対する生活資金等の貸付
- (5) 茨城県教育文化の振興発展と茨城県教職員への福利増進を図る事業への支援
- (6) その他，前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、茨城県において行うものとする。

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 本会設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる果実
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(基本財産)

第6条 本会の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、本会の基本財産とする。

2 基本財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(資産の管理)

第7条 本会の資産は、理事会の議決を経て次の各号により理事長が管理する。

- (1) 郵便貯金，金銭信託又は確実な銀行預金とすること。
- (2) 国債その他確実な債券を購入すること。

(経費支弁)

第8条 本会の事業遂行に要する経費は、資産から生ずる果実及び事業に伴う収入その他の運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第9条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始前に理事長が編成し理事会の議決を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(決算及び事業報告)

第10条 本会の事業報告及びこれに伴う収支決算は、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の議決を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(事業年度)

第11条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 評議員

(評議員の定数)

第12条 本会に会員の中から選任される評議員30名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 前項のほか、評議員の選任方法については、評議員会の決議により別に定める。

(評議員の任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第15条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第4章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集するときは、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事項その他法令で定める事項をあらかじめ文書をもって評議員に通知しなければならない。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、会議の都度評議員が互選する。

(定足数)

第21条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。ただし、出席した評議員の全員が、2名以上の候補者の選任案を一括して採決することに同意した場合にはこの限りでない。また、理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第23条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意

の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した評議員の中からその会議において選出された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

第5章 役員及び事務局

(役員を設置)

第26条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 15名
- (2) 監事 3名

2 理事のうち1名を理事長、4名を副理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事のうちから、それぞれ選定する。

3 理事、監事及び評議員は、互いにこれを兼ねることができない。

4 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他当該理事と財務省令で定める特殊の関係のある者である理事の合計数は、理事の総数のうちに占める割合の3分の1を超えてはならない。

5 前各号に掲げるもののほか、理事及び監事の選任方法については、評議員会の決議により別に定める。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副理事長は理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行し、常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

3 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第32条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

(役員損害賠償責任の免除又は限定)

第33条 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第111条第1項の理事及び監事の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

(会員)

第34条 本会に会員をおく。会員は次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 茨城県教育委員会の所管に属する職員及び市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員で、公立学校共済組合茨城支部に所属する組合員

(2) 前号のほか、理事長が評議員会の議決を経て必要と認めた団体に所属する者

(3) 前各号の退職者

(4) その他、前各号に準ずるものとして評議員会が承認した者

2 会員は、別に定める運営規則等により掛金等を支払う。

3 会員は、本会の目的及び事業の推進に積極的に協力しなければならない。

(事務局及び職員)

第35条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

第6章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長又は常務理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事項をあらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事の中から議長を互選する。

(定足数)

第40条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第41条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第42条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告書の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第28条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(解散)

第46条 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第202条に規定する事由その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配)

第47条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の処分)

第48条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(雑則)

第50条 本会の運営に関し必要な事項は理事会の決議を経て理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第11条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この定款の施行の際、現に財団法人茨城県教職員互助会の会員又は職員にある者は、引き続き会員又は職員とする。
- 4 本会は、財団法人茨城県教職員互助会に属した全ての権利、義務を承継する。
- 5 本会の最初の理事長は、小野寺 俊とする。

別表 基本財産（第6条関係）

財産の種別	金 額
投資有価証券	10,000,000円